

岩手県告示第563号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成27年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）申請のあった年月日 平成27年6月22日
 - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人視覚障がい者のための手でみる博物館
 - イ 代表者の氏名 川又正人
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市東中野字五輪7番1号
 - （3）定款に記載された目的 この法人は、視覚にハンディを持つ人々のための手でみる博物館の運営にあたり、視覚にハンディを持つ人々の触察を通じて触文化の振興に寄与することを目的とする。
- 2（1）申請のあった年月日 平成27年6月22日
 - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人日本メイプル協会
 - イ 代表者の氏名 村上一男
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市東中野字五輪7番1号
 - （3）定款に記載された目的 この法人は森林・林業の持続的利用と森林環境の保全活動に関する事業を行い、地球環境の保全に寄与することを目的とする。
- 3（1）申請のあった年月日 平成27年6月22日
 - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人「沿岸地域復興支援」住まいづくり・地域づくりプロジェクト
 - イ 代表者の氏名 小泉寛
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市南大通一丁目8番7号CFCビル5F
 - （3）定款に記載された目的 この法人は、平成23年3月11日に発生した未曾有の東日本大震災被災地域等の早期復興を目指し、コミュニティづくり、環境、防災、ケア、エネルギー等各分野の専門家及び学識経験者等により、これまでの大規模大震災の教訓を踏まえ、住まいづくり・地域づくりの早期復活を地場の事業者との連携を密接に図りながら推進するものである。以上を推進することにより、被災地の生活の基盤を早期に確立し、安心して安全な生活環境の中で、人々の繋がりや地縁を大切にすることで、より良い地域社会づくりに寄与することを目的とする。